最終更新日：2016年7月7日
理研ビタミン株式会社
代表取締役社長　山木　一彦
問合せ先：執行役員経営企画部長　藤田　満
証券コード：4526
http://www.rikenvitamin.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、下記の「経営理念」に立脚した事業活動を行う中で、株主をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼を高めるとともに、迅速・果断かつリスクを勘案した意思決定を行える体制を構築し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、経営の最重要課題の一つとして、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

≪経営理念≫
1．社会に対し、食を通じて健康と豊かな食生活を提供する
　天然原料を事業展開の中心に据え、日々の生活に健康・安全・安心・豊かさを満たす製品の供給を行い、食生活の向上に貢献する。

2．コンプライアンス精神に基づいた事業活動を行い、社会的責任を果たす
　顧客・株主・取引先・地域社会等のすべての利害関係者を尊重し、全社員が高い倫理観に基づいた行動と法令遵守の精神で、すべての事業活動を行い、社会の一員として社会的責任を果たし、信頼される企業となる。

3．フレキシビリティのあるかつ創造力に溢れた企業として発展する
　メーカーとして、当社固有の生産シーズ（得意な原料・技術・設備）を活用して、多様化する、変化する、高度化する顧客ニーズに迅速・的確に対応する柔軟で創造力のある企業を目指す。

4．事業活動の視点・範囲を海外にも向け［世界の理研ビタミン］としてのブランドを高める
　企業活動のエリアを海外にも求め、内外のニーズに応えることにより、グローバルな企業としての存在感を高める。

5．人間尊重の思想に基づき魅力ある職場をつくる
　バイタリティに溢れた企業として、社員一人一人の創意工夫を尊重し、福祉向上を図ることにより、生きがいを持って働ける魅力ある職場をつくる。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4－8．独立社外取締役の有効な活用】
当社は、社外取締役1名、社外監査役3名を選任しておりますが、当該社外役員全員を独立役員として東京証券取引所に届出しております。現段階では、独立社外取締役は1名でありますが、社外監査役を含めたこれらの社外役員4名が協働することにより、独立社外取締役に期待される役割・責務は果たされるものと考えております。
但し、今後の当社を取り巻く環境の変化に対応しながら、独立社外取締役を増員する必要があるかどうかを検討し、その必要が生じた場合には、増員をする予定でおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
当社は、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、業務提携、資金調達、原材料の安定調達、販売政策など経営戦略の一環として、株式を保有することによるリスクやリターンも踏まえた上で、取締役会が必要と判断する企業の株式を保有する方針です。
保有上場株式の議決権行使については、当該会社の経営状況および当社の事業運営に対する影響等を総合的に判断し、適切に行使してまいります。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者との取引に関し、当社と関連当事者の利益が相反するおそれがあるため、当該取引の公正さを担保することを目的とする「関連当事者取引管理規程」を制定しております。
「関連当事者取引管理規程」においては、当社、または、当社の子会社が、当社の関連当事者との取引をする場合、その内容を取締役会に上程し、承認を得なければならないこととしております。
また、毎事業年度末時点で取引が継続している関連当事者取引については、その取引継続の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性について、当該事業年度の翌事業年度において最初に開催される取締役会において報告し、必要に応じて社外取締役および社外監査役の見解を得ることとしております。

【原則3－1．情報開示の充実】

(1)経営理念や経営戦略および中期経営計画については、当社のホームページ(http://www.rikenvitamin.jp/)、決算説明資料等にて開示しております。
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と方針については、当社のコーポレートガバナンス・ガイドライン(http://www.rikenvitamin.jp/corporate/csr/pdf/governance-guideline.pdf)に記載のとおりです。
(3)経営陣幹部・取締役の報酬の決定に関する方針と手続は、コーポレートガバナンス・ガイドラインおよび有価証券報告書にて記載しております。なお、具体的な方針および手続の更なる明確化については、今後、検討してまいります。
(4)経営陣幹部の選任および取締役・監査役候補の指名に関する方針と手続は、コーポレートガバナンス・ガイドラインに記載しております。なお、具体的な方針および手続の更なる明確化については、今後、検討してまいります。
(5)社外取締役候補者および社外監査役候補者の指名理由を、株主総会招集通知にて開示しております。経営陣幹部および取締役・監査役候補者に関する個々の選任・指名についても、株主総会招集通知参考書類に選任理由を開示しております。

【補充原則4－1－1. 取締役会の役割・責務(1)】
取締役会が判断・決定する事項を経営陣に委任する範囲については、当社の取締役会規則に明確に定めております。そこでは、法令および定款に定められた事項、経営上の重要な事項および取締役会がその必要を認めた事項は、取締役会にて判断・決定し、その他の事項を委任することを基本としております。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
独立社外取締役の独立性については、東京証券取引所が定める独立要件をすべて充たし、客観的にも経営陣から独立した立場にあることを、基本的な基準としております。

【補充原則4－11－1. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役の選任に関する方針・手続は、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインに記載しておりますが、その役割・責務を実効的に果たすことができるよう、生産・開発・販売・管理等の知識・経験・能力を有する取締役9名と社外取締役1名で取締役会を構成し、全体としてのバランス、多様性、規模の適正化をはかっております。

【補充原則4－11－2. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
社外取締役・社外監査役をはじめ当社の取締役・監査役で、他の上場会社の役員を兼任している者はおりません。今後、当社以外の上場会社の役員を兼務する場合は、当社の職務に必要な時間を確保できる合理的な範囲に限るものとし、他社から新たに役員就任の要請を受けたときは、その旨を社長に通知するものとしており、兼任状況については、その都度、開示いたします。

【補充原則4－11－3. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役会は、各取締役の自己評価等を参考にし、監査役会および社外取締役の意見を聞きながら、毎年、取締役会全体の実効性についての分析・評価を実施いたします。
今回、当社が実施した取締役会の実効性の分析・評価の結果、取締役会の構成については概ね適切と評価されるが、社外取締役に期待する役割をより明確にしながら人数や割合についての検討を継続することが提案されました。また、取締役会の運営等については、自由闊達な議論を可能とする会社風土が取締役会においても保たれており、全体として運営状況は良いと評価されました。今後は、中長期的な経営課題や成長戦略についての議論をより深めるため、経営の方向性やビジョンについて議論する機会を増やすべきであり、取締役会資料や審議方法についての改善を継続して行くことが提案されております。
当社の取締役会は、以上の分析・評価を踏まえて十分な議論を行い、対応策の策定とその実行を着実にすすめてまいります。

【補充原則4－14－2. 取締役・監査役のトレーニング】
当社は、取締役および監査役に対し、就任時に、新任役員研修を実施しております。就任後においては、取締役および監査役に求められる役割と責務につき理解を深める機会の提供およびその費用支援を行っております。
具体的には、取締役については、社外の専門家による講習会を定期的に実施し、社外講習会や交流会に参加し、監査役については、必要に応じ、社外講習会や交流会に参加することを実施しております。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話を促進するために、当社では、IRの担当取締役を選任するとともに、経営企画部内に広報・IR室を設置し、これを担当部署としております。IRの担当取締役は、社内部門間で対話に関する適切な連携が行われるよう努めております。
機関投資家に対しては、決算説明会を半期ごとに開催しております。その際、説明会会場にお越しになれない株主・投資家に対しては、インターネットを通じた動画を配信するなど、フェア・ディスクロージャーに努めております。個人投資家に対しては、必要に応じて適宜、個人向け説明会を開催することにしております。
株主との対話の結果は、必要に応じて取締役会に報告すること等により、情報の共有と適切な対応をはかっております。なお、対話に際しては、インサイダー情報を伝達しないよう留意しております。

※「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の開示先
当社ホームページ(URL:http://www.rikenvitamin.jp/corporate/csr/pdf/governance-guideline.pdf)において開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
キッコーマン株式会社	7,593,400	32.10
武田薬品工業株式会社	2,076,360	8.77
理研ビタミン取引先持株会	1,400,900	5.92
株式会社みずほ銀行	1,098,592	4.64

三菱UFJ信託銀行株式会社	600,782	2.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・ミヨシ油脂株式会社口）	540,000	2.28
株式会社三菱東京UFJ銀行	527,124	2.22
永持　景子	346,689	1.46
株式会社安藤・間	328,700	1.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	328,000	1.38

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社が平成28年４月28日から平成28年５月31日までを買付け等の期間として行った自己株式の公開買付けにより、平成28年６月22日付でキッコーマン株式会社より6,600,000株を買い受けいたしました。これに伴い、本コーポレートガバナンス報告書最終更新日現在において、キッコーマン株式会社は当社の筆頭株主ではなくなっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
北原　弘也	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北原　弘也	○	―――	弁護士としての高度な専門知識ならびに経営に関する高い見識を背景に、客観的かつ中立的な立場からの監督ができることを期待し、且つ、証券取引所が定める独立要件を充足し、一般株主との利益相反が生じるおそれもないと判断し、独立役員に選任するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査につきましては、常時2名の常勤監査役が執務しており、取締役会、執行役員会その他重要な会議への出席、さらには社内の部門会議にも積極的に参加するのに加え、担当取締役からその職務の執行状況の報告を受けるなどして、十分な経営監視が可能な体制となっております。

会計監査人による監査は、期末に偏ることなく期中においても計画的に実施され、電子データの提供等によって、監査し易い環境を整備しております。それを踏まえて、監査役と会計監査人とは随時必要な情報交換・意見交換を行い、監査の効率化と実効性の向上に努めております。

当社は、内部監査部門として業務執行ラインから独立した監査部を設置し、業務遂行に係る適正性の監査を目的として、年間計画による定期監査及び必要に応じて特命監査を行っております。

また、監査役・内部監査部門・内部統制の関連部署及び会計監査人は、随時必要な情報交換・意見交換を行い、監査の効率化と実効性の向上を図る中で、経営監視機能の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤永　敏	他の会社の出身者									△	△			
竹俣　耕一	公認会計士													
末吉　永久	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		平成28年6月22日をもって当社の主要株主に該当することとなった武田薬品工業	事業会社での勤務を通じて培われた豊富な経験と高い見識を背景に、企業社会一般の価値

藤永　敏	○	株式会社において業務執行しておりましたが、現在は同社を退職しており、当社の経営に影響を与える事実関係はございません。	観に基づいた視点からの監査ができることを期待し、且つ、一般株主との利益相反が生じるおそれもないと判断し、独立役員に選任するものであります。
竹俣　耕一	○	―――	公認会計士・税理士としての高度な専門知識ならびに経営に関する高い見識を背景に、客観的かつ中立的な立場からの監督・監査ができることを期待し、且つ、証券取引所が定める独立要件を充足し、一般株主との利益相反が生じるおそれもないと判断し、独立役員に選任するものであります。
末吉　永久	○	―――	弁護士としての高度な専門知識ならびに経営に関する高い見識を背景に、客観的かつ中立的な立場からの監督・監査ができることを期待し、且つ、証券取引所が定める独立要件を充足し、一般株主との利益相反が生じるおそれもないと判断し、独立役員に選任するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬（賞与）がインセンティブ付与に相当するものと認識しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役、監査役および社外役員の区分ごとに、報酬の種類別総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の限度内において取締役会で決定し、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の限度内において監査役の協議で決定しております。
なお、平成18年6月29日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は賞与を含め年額2億30百万円以内、監査役の報酬限度額は賞与を含め年額60百万円以内と決議されております。
各取締役の報酬額は、従業員給与の最高額を基礎に役位別報酬基準額を求め、世間水準及び会社業績、本人貢献度、従業員給与とのバランス等を総合的に考慮し決定しております。

各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。
なお、取締役及び監査役の退職慰労金については、平成17年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

「内部統制システム基本方針」に「監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」を謳っており、これにより当社は監査役からの要請がある場合には、監査役の職務を補助する使用人を選任する体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役(会)が「高度な経営判断に専念し、監督機能の強化を図る」ことを見据え、意思決定のスピードアップ、経営の効率化、業務執行の強化、人材の抜擢・登用、企業競争力の強化を図る為、執行役員制度を導入しております。
また従前より、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、「取締役会」を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。
更に、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役会の意思決定の迅速化や経営の機動性を高めるため、会長、社長、専務、常務によって構成される「経営会議」およびすべての取締役、執行役員による「執行役員会」(必要により関係部門長を含む)を設置しております。

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の限度内において取締役会で決定し、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の限度内において監査役の協議で決定しております。

[監査役の機能強化に向けた取組状況]
当社は、監査役が監査を実効的に行えるよう、それを支える体制を確保し、内部統制システムが適正に機能する体制を整えております。
各監査役は、法令・定款違反や株主利益を侵害する事実の有無の監査に加え、各取締役及び使用人と適宜意見交換を行う等、経営監視の強化に努めております。
また、各監査役は、取締役会や経営会議をはじめとする重要な会議へ出席するほか、内部監査部門・内部統制の関連部署及び会計監査人との情報交換等により、取締役の職務の執行状況を監査し、経営監視機能を果たしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役制度を採用し、監査役4名全員で監査役会を構成しております。社外監査役は3名であり、うち1名は常勤監査役であります。十分な知識と経験に裏付けされた企業社会一般の価値観に基づく視点からの監査体制を確保するとともに、内部統制システムの有効性についての監
査体制を万全なものにするには、法務・財務・会計に関する高度な専門性が必要であるとの判断から、社外監査役の選任をしております。
社外監査役による独立・公正な立場での取締役の職務執行に対する適法性及び効率性の検証を行う等、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えており、実効性のある経営監視が期待できることから、現状の体制としております。
また、会社法制の変更をはじめとする社会動向を踏まえ、且つステークホルダーからの一層の信頼確保に繋がるコーポレート・ガバナンスの更なる強化・充実の観点から、独立性が担保された社外取締役を1名選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会における各報告時に、視覚に訴えるプレゼンテーションソフトを併用することにより、 「より理解し易い」内容説明と運営を目指しております。また、「株主総会参考書類等のインターネット開示」条項を定款に盛込んでおります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後の然るべき時期に、代表取締役社長をはじめとする担当取締役が 出席する「決算説明会」を年2回の割合で開催しております。 尚、当日の模様を録画の上、当社ホームページ等を通じて動画配信もしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	会長ならびに社長による「トップメッセージ」を掲載している他、決算情報・決算情報以外の適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：経営企画部　広報・IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループ行動規範にて規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「社会に対し、食を通じて健康と豊かな食生活を提供する」という経営理念のもと、社会的責任を果たすため、環境や食育、国際協力など様々な社会貢献活動に取り組んでおります。 当社は、地球温暖化を防ぐための二酸化炭素削減に向けた省資源・省エネルギーへの取り組みをはじめ、廃棄物の削減や再資源化に向けた種々の取り組み等を通じて、より環境に優しい企業となれるよう、さらに努力を進めてまいります。 （国内工場およびオフィス部門において、環境マネジメントシステムに関する国際規格であるISO14001を取得しており、生産・販売・開発・管理の全体にわたって、環境マネジメントシステムを推進する体制が整備されております。）

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備し、会社の業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理に努めます。また、必要に応じて見直しを行い、実効性のある体制の構築に努めます。

1　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は経営理念および理研ビタミングループ行動規範に基づいた行動を行い、コンプライアンス推進活動を通じて、すべての事業活動が高い倫理観と法令遵守の精神に基づいて行われる企業風土を構築する。
(2)当社は監査役制度を採用し、弁護士資格所有者および公認会計士資格所有者を含む社外監査役を置く。監査役は取締役会およびその他の重要な会議に出席するほか、取締役の職務執行の適法性に加え内部統制システムの有効性について監査を行い、適宜意見を述べる。
(3)社長直轄の内部監査部門として業務執行ラインから独立した監査部を置き、内部監査規程に基づき使用人の業務執行および内部統制システムの運用状況の監査を実施し、社長への報告を行う。
(4)コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス推進規程および理研ビタミングループ行動規範を定めるとともに、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス委員会および企業倫理推進部を置き、体制の整備を図る。また、社外有識者等による研修の実施、企業倫理ホットラインの運営等によりコンプライアンス体制の維持、向上を図る。
(5)取締役または使用人の法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報制度として、監査役または企業倫理推進部を直接の情報受領者とする企業倫理ホットライン制度を整備する。本制度は企業倫理ホットライン制度運営規則に基づきその運用を行い、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないようプライバシー保護等に十分配慮するものとする。
(6)当社は市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは、断固として対決し、取引関係その他一切の関係を持たない。不当要求を受けた場合には、関係機関とも連携して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

2　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は取締役会の議事録を法令の定めに基づいて作成・管理するほか、取締役の職務執行に関して作成された稟議書およびその他文書等の情報を、文書管理規程および機密管理規程に基づき、その保存媒体に応じて検索性の高い状態で適切かつ確実に保存・管理する。

3　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社は業務執行に係るリスクとして「安全性」、「研究開発」、「知的財産権」、「情報管理システム」、「為替変動その他外的要因」等の各リスクを評価し、これらの予防および発生時の対処のために、当社および関係会社より選出された委員によって構成されるリスク管理委員会を設置する。
(2)リスク管理委員会による全社的な統括の下リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程、マニュアルを制定し、平常時からリスクの予防および発生時に備える。
(3)当社は不測の事態発生時に顧客・取引先・地域社会等すべての利害関係者への被害拡大を防止し、自社の損害を最小限に止める体制を整える。不測の事態には、社長を本部長とする危機対策本部を設置し、情報収集および連絡に当たるとともに、必要に応じて第三者の助言を求めて迅速な対応を行う。

4　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
(2)当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役会の意思決定の迅速化や経営の機動性を高めるため、会長、社長、専務、常務によって構成される経営会議および取締役、執行役員による執行役員会（必要により関係部長を含む）を設置する。
(3)経営の効率化、監督機能と業務執行の強化を目的として執行役員制度を設ける。
(4)当社は3ヵ年を期間とする中期経営計画を策定し、その目標達成のために毎事業年度ごとの重点課題およびその実施計画を立案、実行する。

5　株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)関係会社における業務の適正を確保するため、グループ内企業全てに適用する行動指針として、コンプライアンス推進規程および理研ビタミングループ行動規範を定める。別途これを基礎として各関係会社において担当役員、担当部署、諸規程を定める。
(2)関係会社の業務執行に係るリスクを評価し、管理体制を整えるため、リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定めて同規程に基づいた体制を整備、強化する。
(3)関係会社の管理は関係会社管理規程に基づき実施する。関係会社は同規程に基づきその業績およびその他の重要事項について当社取締役会に定期的に報告するものとする。
(4)監査部は関係会社管理規程に基づき定期的に関係会社監査を行う。
(5)監査役は関係会社管理規程に基づき関係部署より回覧された稟議書、報告書等を閲覧する。
(6)関係会社からの法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報制度として、当社の企業倫理ホットライン制度を活用する。
(7)関係会社を対象に含み3ヵ年を期間とする中期経営計画を策定し、その目標達成のために毎事業年度ごとの重点課題およびその実施計画を立案、実行する。

6　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)当社は監査役の要請がある場合には、監査役の職務を補助する使用人を選任する。
(2)当該使用人の任免・異動・人事評価については、監査役の同意を必要とする。
(3)当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の職務の補助を優先するものとする。

7　当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をする為の体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役は取締役会および執行役員会その他の重要な会議に出席するほか、定期的に代表取締役との情報交換を行う。
(2)当社および関係会社の取締役および使用人等は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人等に対して報告を求めることができる。
(3)当社および関係会社の取締役および使用人等から監査役への法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報制度と

して、監査役を直接の情報受領者とする企業倫理ホットライン制度を整備する。本制度は企業倫理ホットライン制度運営規則に基づきその運用を行い、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないようプライバシー保護等に十分配慮するものとする。
（4）監査役は関係会社監査役、監査部および会計監査人と緊密な情報交換を行う。
（5）監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合は速やかにこれを処理するものとする。

8　財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、有効かつ適切な財務報告に係る内部統制の整備および運用体制の構築を行い、その整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との関係排除については、社会的責任および企業防衛の観点から、「理研ビタミングループ行動規範」に明記し、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは、断固として対決することとしております。
整備状況については、反社会的勢力に関する対応統括部署を設け、平素より所轄警察署や地域企業との情報交換等、反社会的勢力に関する情報収集、被害防止対策の啓発を図っております。また、「理研ビタミングループ行動規範」を取締役を含む理研ビタミングループの全構成員に配
布し、周知・徹底を図っております。
また、反社会的勢力への対応に関する体制等を定めることにより、当社グループが反社会的勢力に対し如何なる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との関与を一切持たないようにすることを目的とした「反社会的勢力対策規程」をグループ規程として制定しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

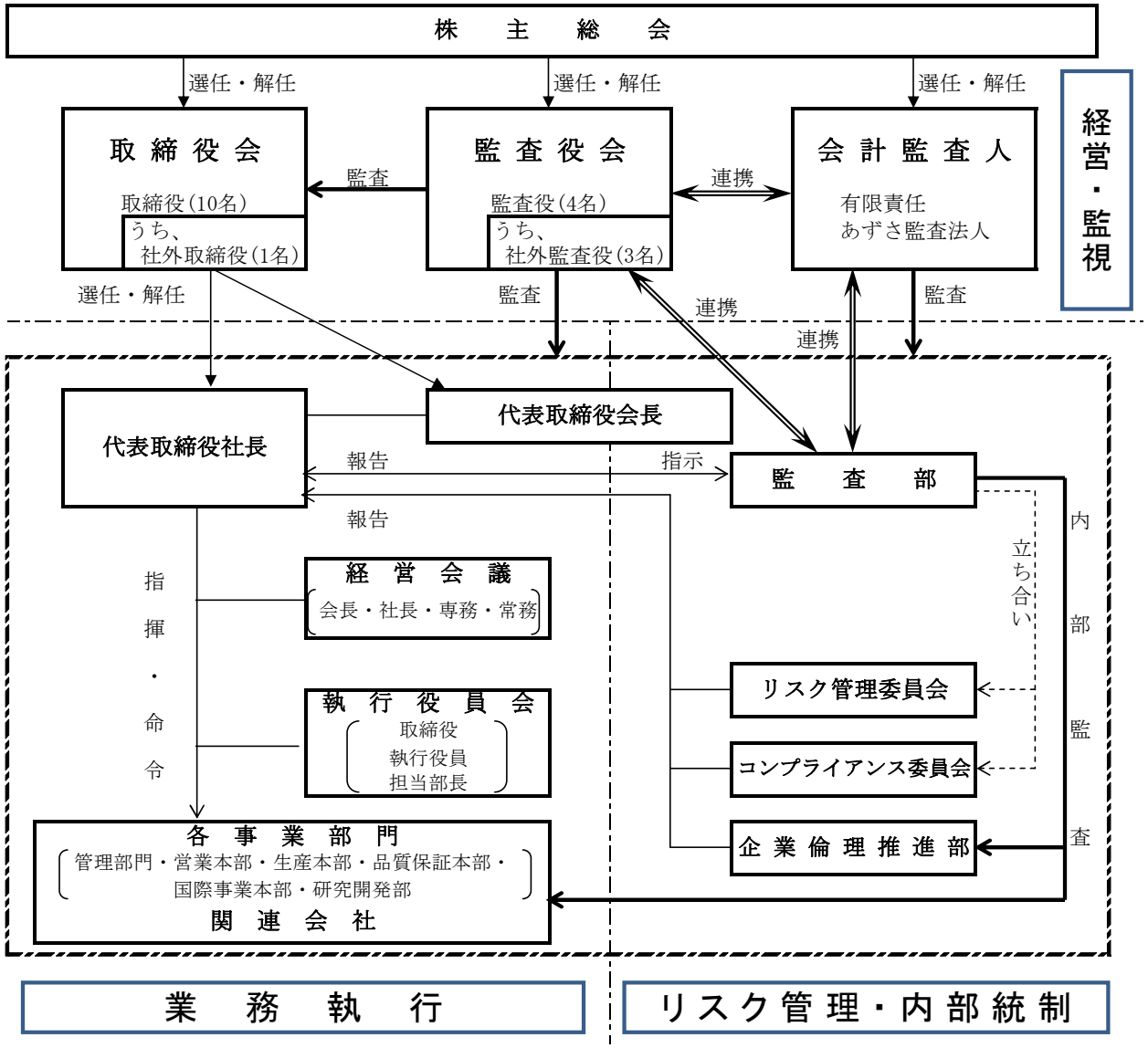
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

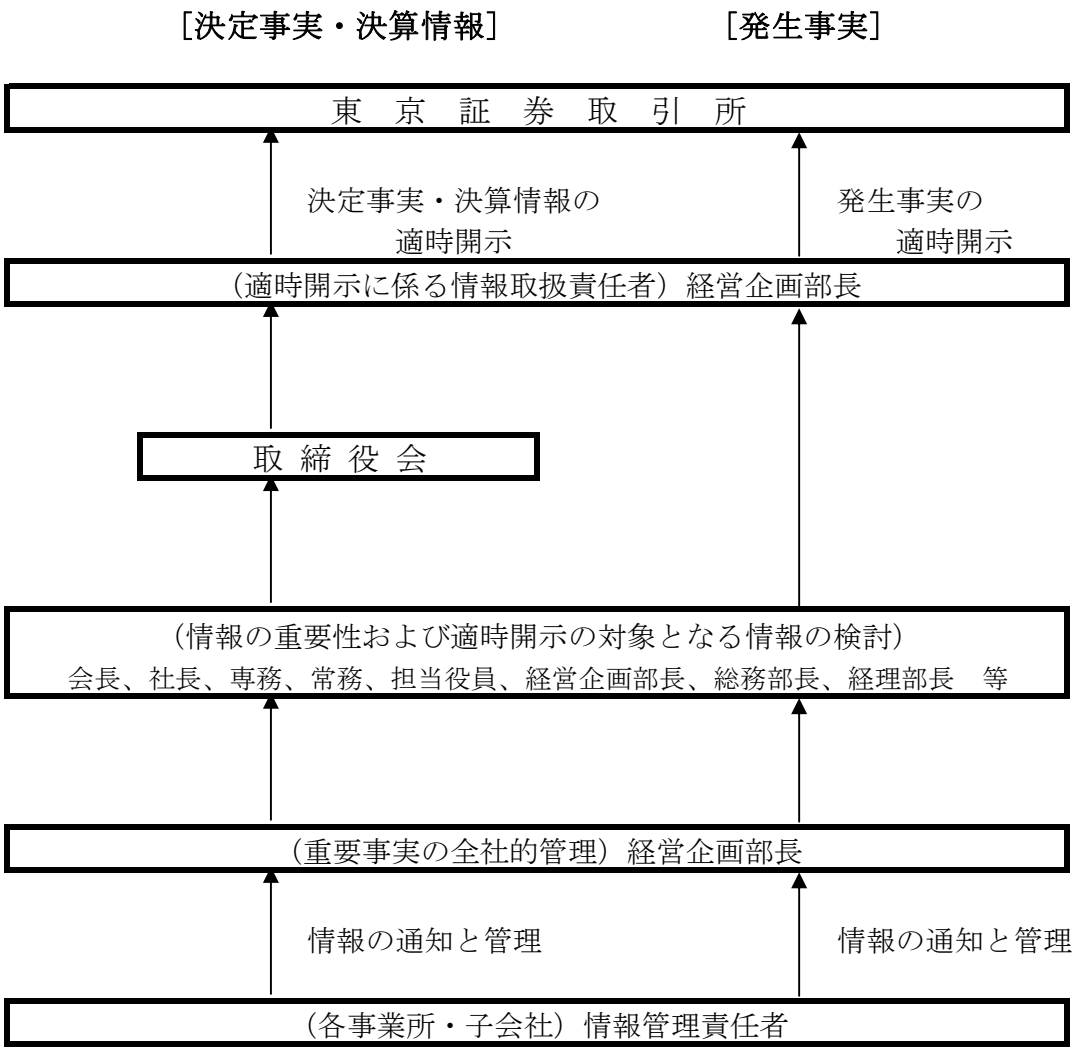
1. 会社情報の適時開示に係る社内体制
　当社は、金融商品取引法、その他法令および株式会社東京証券取引所の規則等を遵守し、株主・投資家、取引先等の関係者に当社に関する重要な情報の公正かつ適時・適切な開示を行うため、「内部情報管理規程」を制定し運用しております。
　この規程に基づき、会社情報の管理責任者に経営企画部長を充て、会社情報の管理を行っております。また、子会社については、当社の関係会社に対する管理を明確にするため「関係会社管理規程」を制定し、子会社の重要な情報については、各社から当社への報告体制を構
　築して運用しております。

2. 会社情報の報告体制
　当社および子会社の決定事項に関する情報、発生事実に関する情報および決算に関する情報のうち、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定められた開示基準に該当する情報は、原則として取締役会の承認または報告をもって開示することとしております。
　ただし、緊急の場合には、経営会議の承認または報告をもって迅速な情報開示を行うこととしております。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要】



【適時開示体制の概要】


［決定事実・決算情報］
［発生事実］
東　京　証　券　取　引　所
決定事実・決算情報の
適時開示
発生事実の
適時開示
（適時開示に係る情報取扱責任者）経営企画部長
取 締 役 会
（情報の重要性および適時開示の対象となる情報の検討）
会長、社長、専務、常務、担当役員、経営企画部長、総務部長、経理部長　等
（重要事実の全社的管理）経営企画部長
情報の通知と管理
情報の通知と管理
（各事業所・子会社）情報管理責任者